

別府市下水道接続工事補助金交付要綱

制定 令和 6 年 3 月 2 5 日

別府市上下水道局告示第 1 2 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日

別府市上下水道局告示第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共下水道への接続を推進し、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を図るため、公共下水道へ接続するための排水設備工事を行うものに対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- (2) 排水設備 下水道法第 1 0 条第 1 項に規定する排水設備をいう。
- (3) くみ取便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (6) 接続工事 既設のくみ取便所、単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事をいう。
- (7) 戸建住宅 居住の用に供する一戸建ての住宅（併用住宅（居住の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅をいう。）を含む。）をいう。
- (8) 共同住宅 それぞれに独立した玄関があり、各々が厨房、便所などの生活設備を独立して設けているアパート、マンション、長屋等の住宅をいう。
- (9) 建物所有者等 戸建住宅にあっては、戸建住宅若しくはその敷地の所有者又は戸建住宅の使用人で当該戸建住宅若しくはその敷地の所有者から接続工事の同意を得たもの（個人に限る。）とし、共同

住宅にあっては、共同住宅若しくはその敷地の所有者又は分譲マンションの管理組合をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）

は、戸建住宅又は共同住宅に係る接続工事であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内（同法第9条第1項の規定による公共下水道の供用の開始（以下「供用開始」という。）に係る公示がなされていない区域において、公共下水道施設の使用の許可を受けた場合を含む。）において行われる住宅に係る接続工事であること。
- (2) 接続工事は、次に掲げる日のいずれか早い日までに完了し、かつ、別府市下水道条例（昭和37年別府市条例第36号）第6条第1項に規定する検査に合格するものであること。

ア 供用開始の日から3年後に相当する日

イ 第6条に規定する申請の日が属する年度の2月末日

- (3) 別府市下水道条例第7条第1項に規定する指定工事店（以下「指定工事店」という。）の施工であること。

2 前項の指定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する接続工事は、補助事業の対象としない。

- (1) 公共事業及び公共施設に係る接続工事
- (2) 建物の新築又は既存建築物を全て取り壊す改造による建替えに伴う接続工事
- (3) 以前に補助金の交付を受けた建築物に係る接続工事
- (4) 取付汚水ます設置願書に基づいて上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が公共ますを設置した土地に係る接続工事
- (5) その他管理者が適当でないと認める接続工事

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす建物所有者等とする。

- (1) 市税、下水道事業受益者負担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。ただし、建物所有者等が管理組合である場合に

あつては、第6条に規定する申請の日における管理組合の代表者が滞納していないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 接続工事に対し、他から補助金等の交付を受けた者でないこと。

(4) 接続工事に対し、別府市水洗便所改造資金貸付条例（昭和48年別府市条例第21号）又は集合住宅における別府市水洗便所改造資金貸付要綱（令和2年別府水道局告示第23号）による資金の貸付けを受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は、接続工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の表に定める額を上限とする。

供用開始 後年数	補助金の額の上限額	
	戸建住宅	共同住宅
1年以内	150,000円	50,000円に接続する住戸数を乗じて得た額、工事費の30パーセントに相当する額又は100万円のいずれか最も少ない額
3年以内	100,000円	

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、接続工事に着手する前に別府市下水道接続工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 別府市下水道条例施行規程（令和2年別府市水道局管理規程第8号）第4条第1項に規定する排水設備新設等確認申請書

(2) 指定工事店が作成した接続工事の見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し

(3) 市税の滞納がないことの証明書

(4) 誓約書（様式第2号）

(5) その他管理者が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 補助条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（管理者が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、別府市下水道接続工事変更等承認申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 補助事業の完了後速やかに下水道の使用を開始すること。
- (5) その他この要綱の定めに従うこと。

2 前項第1号の管理者が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で接続工事に要した費用の額の20パーセント以内の増減とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 管理者は第6条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、管理者は、補助金を交付することを決定した申請者（以下「補助事業者」という。）に対しては別府市下水道接続工事補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定した申請者に対しては別府市下水道接続工事補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、別府市下水道条例施行規程第6条第2項の規定による排水設備新設等検査結果通知書を受けた日から20日を経過した日又は前条第1項に規定による補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、別府市下水道接続工事实績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 排水設備新設等検査結果通知書の写し

(2) 収支決算書（様式第 7 号）

(3) 請求書及び領収書の写し

(4) その他管理者が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第 10 条 管理者は、前条に規定する実績報告があった場合は、当該実績報告の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した補助条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、別府市下水道接続工事補助金の額の確定通知書（様式第 8 号）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第 11 条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別府市下水道接続工事補助金交付請求書（様式第 9 号）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第 12 条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の内容を変更し、又は取り消すものとする。この場合において、管理者は、別府市下水道接続工事補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第 7 条第 1 項に規定する補助条件に違反したとき。

(4) 補助事業の変更、中止若しくは廃止をしたとき又は事業の遂行の見込みがないとき。

2 前項の場合において、交付決定の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（施工確認）

第 13 条 管理者は、必要に応じ、補助事業の実施状況を施工の現場において確認するものとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日別府市上下水道局告示第 1 5 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

別府市下水道接続工事補助金交付申請書

年 月 日

別府市長

あて

住所

申請者

氏名

印

電話番号

別府市下水道接続工事補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所 別府市
(共同住宅の場合は名称)
- 2 交付申請額 金 円
- 3 住宅の形態 戸建住宅 ・ 共同住宅 (戸)
- 4 住宅又はその敷地の所有者
(申請者との関係 :)
- 5 本管供用開始日 年 月 日
- 6 着工予定年月日 年 月 日
- 7 事業完了予定年月日 年 月 日
- 8 施工業者名
- 9 添付書類
 - (1) 排水設備新設等確認申請書
 - (2) 別府市下水道排水設備指定工事店による接続工事の見積書（費用の内訳が分かるもの）の写し
 - (3) 市税の滞納がないことの証明書
 - (4) 誓約書（様式第 2 号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

あて

住所

氏名

印

- なお、別府市が必要と認める場合には、大分県別府警察署長に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

2 私が、
で行う下水道接続工事に關し、次のことを誓約及び同意します。

- (1) 建物の新築又は既存建築物を全て取り壊す改造による建替えに伴うものではありません。
- (2) 以前に別府市下水道接続工事補助金の交付を受けた建築物ではありません。
- (3) 市税、下水道事業受益者負担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していません（共同住宅の分譲マンションの管理組合においては、申請時における代表者は、市税、下水道事業受益者負担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していません。）。また、これらの納付状況等について関係機関に照会されることに同意します。
- (4) 接続工事に対し、他から補助金等の交付を受けません。（リフォーム補助金など）
- (5) 接続工事に対し、別府市水洗便所改造資金貸付条例又は集合住宅における別府市水洗便所改造資金貸付要綱による資金の貸付けを受けません。

様式第 3 号（第 7 条関係）

別府市下水道接続工事変更等承認申請書

年 月 日

別府市長 あて

住所

申請者

氏名

印

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定
を受けた別府市下水道接続工事について、下記のとおり（変更・中止・
廃止）したいので、別府市下水道接続工事補助金交付要綱第 7 条第 1 項
第 1 号の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

別府市下水道接続工事補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

年 月 日付で申請のあった別府市下水道接続工事補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、別府市下水道接続工事補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、別府市下水道接続工事変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 補助事業の完了後速やかに下水道の使用を開始すること。
- (5) その他別府市下水道接続工事補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (6) 第1号の市長が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で接続工事に要した費用の額の20パーセント以内の増減とすること。

別府市下水道接続工事補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

年 月 日付で申請のあった別府市下水道接続工事補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、別府市下水道接続工事補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

別府市下水道接続工事実績報告書

年 月 日

別府市長

あて

住所

報告者

氏名

印

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた別府市下水道接続工事が下記のとおり完了したので、別府市下水道接続工事補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 排水設備新設等検査結果通知書の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

収支決算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
市補助金	円	
自己資金	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
設置工事費	円	
消費税	円	
計	円	

様式第 8 号（第 10 条関係）

別府市下水道接続工事補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

年 月 日付 第 号で交付決定通知をした別府市下水道接続工事補助金については、年 月 日付で提出のあった別府市下水道接続工事实績報告書に基づき、金 円に確定したので、別府市下水道接続工事補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

別府市下水道接続工事補助金交付請求書

年 月 日

別府市長 あて

住所
請求者
氏名 印

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知が
あった別府市下水道接続工事補助金 円の交付について、別府市
下水道接続工事補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により請求します。

振込先口座

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
預金種類	普通・当座	
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	漢字名	

様式第 10 号（第 12 条関係）

別府市下水道接続工事補助金交付決定変更（取消）通知書

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

年 月 日付 第 号により通知した別府市下水道接続工事補助金の交付決定について、下記のとおり変更（取消し）を行うことを決定したので、別府市下水道接続工事補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 変更前
補助金交付決定額
- 2 変更後
補助金交付決定額
- 3 変更（取消し）の理由

円

円